

坂東市監査委員交際費支出基準

この基準は、監査委員が監査業務の円滑な執行を図るため、対外的な交際をする際に必要な経費として支出する交際費について、必要な事項を定める。

監査委員交際費の支出項目、支出範囲及び支出金額は、次のとおりとする。

支出区分	支 出 内 容	支 出 金 額
弔慰	別表に基づき支出する。	別表参照
会費	会費を必要とする研修会、会合、懇談会等について支出する。	金額の指定のあるものについては会費相当額、指定のないものについては、１０，０００円を限度とする。
慶祝	各種大会、行事等に対するお祝いについて支出する。	１０，０００円を限度とする。
見舞	(１) 病氣見舞 監査委員が原則として１４日以上入院治療した場合に支出する。	５,０００円を限度とする。
	(２) り災・災害見舞等	その都度協議
その他	上記のいずれにも属さない場合で、交際上、監査委員が特に必要と認める場合	その都度協議

別表

対 象			香 料	供花
監査委員	現職	本人	１０,０００円	有
		親族	５,０００円	
市議会議員	現職	本人	５,０００円	
常勤特別職及び教育長	現職	市長・副市長・教育長	１０,０００円	
その他監査委員が特に必要と認めるもの			社会通念上妥当と認められる額	

備考

- 親族とは、配偶者、一親等の血族及び同居の一親等の姻族をいう。
- 供花については、花輪又は生花とし状況により決定する。